

社会福祉法人「ゼノ」少年牧場

役員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人「ゼノ」少年牧場の役員の報酬について定めたものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事長・副理事長・業務執行理事・理事、評議員、監事、評議員選任・解任委員、第三者委員をいう。

2. 前項に掲げる副理事長は、理事の中から理事長が選任することとし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、新たに理事長が選任されるまでの期間、又は理事長が復職するまでの期間に限り、その業務を代行執行する。

(理事長の報酬)

第3条 理事長の報酬は、社会福祉法人「ゼノ」少年牧場の理事長が、その設置経営する施設の職員でない場合において、理事長業務に従事した場合を対象とする。

2. 理事長の報酬の対象となる業務は、次の通りとする。

- (1) 社会福祉法人「ゼノ」少年牧場定款に定める理事長の業務
- (2) 同理事長専決規則に定める理事長専決事項の処理
- (3) 同正規職員就業規則ほか諸規程に定める理事長の業務
- (4) 法人経営の根幹をなす要素に関する処理
 - ①人事管理の統括並びに人材育成に関する計画及び実施
 - ②法人財産の安全かつ適正な管理
 - ③財務管理の統括並びに財政計画の作成及び実施
 - ④必要情報の収集及び適正処理
- (5) 施設・事業の計画並びに実行管理と指導
- (6) その他、法人経営上必要とされるもの

3. 理事長の報酬額は、在任期間ごとに別表1に定める通りとする。

(法人監事による事業並びに決算監査の報酬)

第5条 法人監事による事業並びに決算監査の報酬は、監事を対象とする。

2. 法人監事による事業並びに決算監査の報酬の対象となる業務は以下の通りとする。

- (1) 法人が毎年度実施する、法人監事による前年度の事業執行状況並びに決算監査業務

3. 事業の執行状況に係る監査に携わる監事については、法人が実施する事業数並びにその監査にかかる拘束時間等を鑑み、以下の報酬額（源泉徴収後の額）とする。

- 事業数 50 以上 69 以下 … 50,000 円
- 事業数 70 以上 89 以下 … 60,000 円
- 事業数 90 以上 99 以下 … 70,000 円

以後、事業数が 10 増すごとに源泉徴収後の額が 10,000 円増となるように設定する。なお、法や制度改正に伴う事業統合等により事業数の減少があった場合は減少前の事業数において支給した報酬額を適用するものとする。

4. 決算状況に係る監査に携わる監事については、法人が設定する会計数並びにその監査において確認する帳票書類数や拘束時間等を鑑み、以下の報酬額（源泉徴収後の額）とする。

- 会計数 50 以上 59 以下 … 100,000 円
- 会計数 60 以上 69 以下 … 120,000 円
- 会計数 70 以上 79 以下 … 140,000 円
- 会計数 80 以上 89 以下 … 160,000 円
- 会計数 90 以上 99 以下 … 200,000 円

以後、会計数が 10 増すごとに源泉徴収後の額が 20,000 円増となるように設定する。なお、法や制度改正に伴う事業統合等により事業数の減少があった場合は減少前の事業数において支給した報酬額を適用するものとする。

5. 第 2 項に規定する業務に係る実費弁償費は、最寄駅もしくはバス停から業務場所までの公共交通機関の往復料金を支給する。

（設置経営する施設の職員を兼務する役員）

第 6 条 社会福祉法人「ゼノ」少年牧場が設置経営する施設の職員が、以下の役員を兼務するときは、別表 3 の金額を役員報酬として職員給与に上乘せする。

- （1）理事長
- （2）理事

2. 前項第 2 号に規定する理事は、業務執行理事として社会福祉法人「ゼノ」少年牧場の人財及び財務ならびに企画広報に係る経営戦略業務を分担執行する。

（評議員選任・解任委員の報酬）

第 7 条 評議員選任・解任委員の報酬は、社会福祉法人「ゼノ」少年牧場の評議員選任・解任委員が、その設置経営する施設の職員でない場合において、評議員選任・解任委員を対象とする。

2. 評議員選任・解任委員の報酬の対象となる業務は以下の通りとする。

- （1）評議員選任・解任委員会

3. 報酬及び実費弁償費は別表 4 の通りとする。

（第三者委員の報酬）

第 8 条 第三者委員の報酬は、社会福祉法人「ゼノ」少年牧場が設置経営する施設・事業所の第三者委員を対象とする。

2. 第三者委員の報酬の対象となる業務は以下の通りとする。

- （1）第三者委員会
- （2）解決困難な苦情に対する業務

3. 報酬及び実費弁償費は別表 5 の通りとする。

(出張等)

第9条 役員が、理事長の命を受けて法人または施設業務のために出張する場合は、第3条から第8条に定める報酬とは別に、社会福祉法人「ゼノ」少年牧場旅費規程に基づき旅費等の支給を行う。

2. 役員研修（理事・評議員・監事業務の研鑽に係る研修）については、旅費規程に定める必要経費の支給のみとし、第3条から第5条に定める報酬は支給しない。

(理事及び監事の報酬総額)

第10条 第2条で定める役員のうち、理事長・副理事長・業務執行理事・理事及び監事に支払う各年度の報酬総額（職員給与分を除く）は、11,000,000円を超えない範囲とする。

(改廃)

第11条 本規程の改廃は、評議員会にて決議する。

付 則

この規程は、2014（平成26）年11月19日より実施する。

この規程は、2017（平成29）年4月1日より実施する。

この規程は、2017（平成29）年6月17日より実施する。

別表 1

	年間報酬基礎額	月額報酬（常勤の場合）	日額報酬（非常勤の場合）
1号俸	7,000,000円	584,000円	27,200円
2号俸	7,100,000円	592,000円	27,600円
3号俸	7,200,000円	600,000円	28,000円
4号俸	7,300,000円	609,000円	28,300円
5号俸	7,400,000円	617,000円	28,700円
6号俸	7,500,000円	625,000円	29,100円
7号俸	7,600,000円	634,000円	29,500円
8号俸	7,700,000円	642,000円	29,900円
9号俸	7,800,000円	650,000円	30,300円
10号俸	7,900,000円	659,000円	30,700円

- (1) 新たに理事長に選任された者の報酬は、1号俸とする。
- (2) その後、再任されるたびに1号俸ずつ昇給する。ただし、10号俸以上の昇給は行わない。
- (3) 各号俸に記される年間報酬基礎額によって、月額報酬及び日額報酬を、以下の方法に基づいて決定する。
- ① 月額報酬＝年間報酬基礎額を12ヶ月で除し、除した額を千円未満で繰り上げた額
 - ② 日額報酬＝年間報酬基礎額を258日（12ヶ月×21.5日）で除し、除した額を十円未満で繰り上げた額
- (4) 日額とは、休憩時間を除く4時間以上の勤務実態があった場合とし、4時間未満の場合は、日額に0.5を乗じた額とする。
- (5) 上記の金額は総支給額とする。別途、正規職員給与規程第17条ならびに契約職員給与規程第11条第2項及び第3項の規定に準じて、通勤手当を支給する。
- (6) 報酬の支払いは、正規職員給与規程第3条から第5条の規定に準じて支給する。
- (7) 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときで、新たに理事長が選任されるまでの期間又は理事長が復職するまでの期間に、副理事長が業務を代行した場合は、本表1号俸の金額ならびに上記(5)の通勤手当を支給することとする。

別表 2

区 分	報 酬 (源泉徴収後の額)	実費弁償費
評議員会	1回につき 10,000円	最寄駅もしくはバス停から業務場所までの公共交通機関の往復料金
理事会	1回につき 10,000円	
評議員会・理事会以外で法人経営に関わる業務に従事した時	1日につき 5,000円	

※ 会議出席もしくは業務に従事した場合のたびに現金にて支給する

別表 3

区 分	報 酬
理事長	法人が設置経営する施設の職員を兼務する理事が、理事の互選により理事長に選任された場合、職員給与に月額25,000円(年額40万円)を役員報酬として上乗せする。
業務執行理事	法人が設置経営する施設の職員が業務執行理事に選任された場合、職員給与に月額25,000円(年額40万円)を役員報酬として上乗せする。

※ 本表は平成29年4月1日以降に選任された役員にのみ準用することとし、それ以前に選任されている役員が再任された場合は、この規定を準用しない

別表 4

区 分	報 酬 (源泉徴収後の額)	実費弁償費
評議員選任・解任委員	1回につき 5,000円	最寄駅もしくはバス停から業務場所までの公共交通機関の往復料金

※ 会議出席のたびに現金にて支給する

別表 5

区 分	報 酬 (源泉徴収後の額)	実費弁償費
第三者委員会	1回につき 5,000円	最寄駅もしくはバス停から業務場所までの公共交通機関の往復料金
解決困難な苦情対応	1ケースにつき 5,000円	

※ 会議出席のたび、もしくは苦情対応が完結したときに現金にて支給する